

令和8年7月1日より

「建築確認台帳記載事項証明書」の形式変更をします

日頃より、本市の建築行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
建築審査課において、建築台帳システムの変更等により、令和8年7月1日より名古屋市の「建築確認台帳記載事項証明書」の形式・様式等を変更させていただきます。

確認済証、検査済証の有無についての証明としての変更はございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 証明書の内容

変更後	<u>証明書を1枚</u> にして確認済証・中間検査合格証・検査済証の番号、交付年月日を記載して証明し、あわせて建築計画概要書、処分等の概要書を別に添えることとします。(袋とじを廃止します)
(変更前)	建築計画概要書・処分等の概要書を添付しての証明としていました。

※手数料は1部、300円で変更はありません。

※証明書の申請は、これまでと同様対象建築物等の建築主、所有者となります。

※また、これまで通り建築計画概要書・処分等の概要書の閲覧、自己負担となりますが閲覧後のコピーは行えますので担当までお問い合わせください。

2. 証明書が取得できる物件

変更後	<u>平成4年4月1日以降</u> に建築確認が申請され確認済証が交付されたもの(※平成4~7年度の物件については、検査済証等の交付済みの証明からの切り替えとなります。 <u>検査済証等の交付済みの証明は廃止いたします。</u> また、建築計画概要書等はありません。)
(変更前)	<u>平成8年4月1日以降</u> に建築確認が申請され確認済証が交付されたもの など

3. 変更時期

令和8年7月1日(水)より開始

変更についてのお問合せ先

名古屋市住宅都市局建築審査課

審査総括担当 052-972-2927